

# ●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定について

## (仮称)準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

### 1. 条例の趣旨

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)が公布され、河川法(昭和39年法律第167号)の一部が改正されました。

これに伴い、これまで法令などで全国一律に規定されていた準用河川の構造基準について、各地方公共団体の条例で定めることとなりました。

### 2. 国(政令及び省令)の基準及び北広島市の考え方

#### ■準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例(案)の制定について

- (1) 準用河川は、国土交通大臣が指定し管理する1級河川や都道府県知事が指定し管理する2級河川に該当しない小規模な河川のうち、その公共性や重要性の観点から、市町村長が指定し管理する河川です。

○現在、北広島市が指定している準用河川(2河川)

準用河川指定年月日	河川名
昭和52年12月22日	十線川
昭和57年1月18日	中の沢川

- (2) 準用河川は、「河川法」において、2級河川に関する規定を準用するとされているほか、河川管理施設等の構造の基準は、政令(河川管理施設等構造令)で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされているなど、国や都道府県が指定し管理する河川に準じた取扱いが求められています。(法第13条第2項、法第100条)

- (3) 準用河川の公共性や重要性にかんがみ、条例の制定にあたっては、国が定めた構造基準である河川管理施設等構造令の内容を原則として規定します。

- (4) 同構造令で規定されている内容のうち、準用河川では想定されない計画高水流量が500m<sup>3</sup>/秒以上の河川に関する規定及び下記の施設等は、規定から除く内容としたいと考えています。

○基準の対象としない施設等

ダム、高規格及び胸壁堤防、堰、水門、揚水機場、排水機場及び取水塔、湖沼、樹林帯、高潮、波浪規定

### 3. 準用河川管理施設等構造技術基準条例（案）の概要

項目	国の基準（参酌すべき基準）	市の考え方
総則	政令の趣旨、用語の定義	条例の目的、用語の定義
堤防	材質は、盛土により築造を基本、法勾配は50%以下を基本、護岸は堤防の保護を目的に必要なに応じて設置する基準など	国の基準どおり
床止め	護床工や高水敷保護工・護岸により、河川管理施設等の構造に支障を及ぼさない構造とする基準など	国の基準どおり
樋門	樋門構造は鉄筋コンクリート構造等にする基準、ゲート等の構造は必要な水密性を有する構造等にする基準など	国の基準どおり
橋	橋台は流下断面内に設けてはならない基準、橋脚は細長い楕円形にする基準、護岸による堤防の保護基準など	国の基準どおり
伏せ越し	伏せ越しは河川管理施設等の構造に支障を及ぼさない構造とする基準、深さの構造等基準など	国の基準どおり

### 4. これまでの経過及び今後のスケジュール

平成24年7月	第1回庁内検討委員会開催 第1回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年8月	第2回庁内検討委員会開催
平成24年9月	第2回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年10月	第3回庁内検討委員会開催
平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議 条例制定・改正
平成25年4月1日（予定）	条例施行

### 5. 担当

北広島市建設部都市整備課（内線750）